

## 4 「ハラスメントの防止等に関する指針」が策定されました。

### 策定の目的

- 学校におけるハラスメントを防止し、教職員がその能力を十分に発揮でき、児童生徒が安心して学習できる、良好な勤務及び学習環境を確保するために策定(平成27年1月)。

### 指針の内容

- ハラスメント(「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「その他のハラスメント」)の定義、ハラスメントを未然に防ぐための留意事項、ハラスメントとなり得る言動の例、ハラスメントに対する相談対応のあり方、等に関すること。

### その他

- リーフレット(『ハラスメントを「しない」「されない」「させない」ために』)を全教職員に配布予定。

## 5 わいせつ行為・セクハラ防止チェックポイント

<input type="checkbox"/>	児童生徒と私的なメールや電話等のやり取りはしていないか。
<input type="checkbox"/>	児童生徒への連絡は、原則として保護者を通して行っているか。
<input type="checkbox"/>	児童生徒を私的な用件で自家用車に乗せないようにしているか。
<input type="checkbox"/>	下校が遅くなった児童生徒を自家用車に乗せることはないか。
<input type="checkbox"/>	児童生徒へ指導等を行う場合は、密室になるような部屋で、一人で行うことはないか。
<input type="checkbox"/>	ポスター等が目隠しになるなどして、教科準備室等が密室化していないか。
<input type="checkbox"/>	部活動の合宿等は、複数の教職員で指導しているか。
<input type="checkbox"/>	児童生徒の指導を一人で抱え込まず、同僚や上司等に相談しているか。
<input type="checkbox"/>	校外で、私的に児童生徒と会うことはないか。
<input type="checkbox"/>	児童生徒、保護者や他の教職員に、冗談ならいいだろうと、性的な話を気軽にすることはしないか。
<input type="checkbox"/>	児童生徒、保護者や他の教職員の体に不必要な接触をすることはしないか。
<input type="checkbox"/>	児童生徒、保護者や他の教職員の体型やスリーサイズなど、身体的特徴を話題にすることはしないか。
<input type="checkbox"/>	どのような言動が、セクハラやわいせつ行為にあたるかを理解しているか。
<input type="checkbox"/>	「酒の席だから、許される」などと思っていないか。
<input type="checkbox"/>	教育公務員としての立場を常に意識しているか。

# 不祥事根絶に向けて

～ わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの防止～

教職員には、高い倫理観・使命感が求められています。

教職員には、児童生徒の将来を預かる重大な責務があります。

教職への誇りと気概を持ち、一丸となって不祥事根絶に取り組みましょう。

## 心がけ

- 児童生徒との電話、メールや無料通信アプリケーション等による私的な連絡は行わない。
- 児童生徒を、私的な用件では自家用車に乗せない。
- 教室や教科準備室、会議室等において、児童生徒を指導する際には、一人では行わず、複数で対応する。やむを得ず、個別指導を行うときは、事前に管理職の許可を得る。
- 教科準備室等を使用する場合は、密室化することがないようにする。
- 児童生徒を指導する際に、児童生徒の体に不必要に触れる、あるいは、セクシュアル・ハラスメントにつながる可能性のある言動は行わない。
- 校外で児童生徒と私的に会うなど、職務と関係のない行動や、保護者や県民等からの疑念を招く行為は行わない。
- わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントは、同僚等、大人同士の間でも起こり得る。「酒の席なのだから、このくらいのは許されるだろう」、「大人同士なのだから…」などといった身勝手な判断で、相手を傷つけるような言動は行わない。
- その他、教育公務員として遵守すべき諸法令を踏まえ、全体の奉仕者としての自覚を持って職務に専念するとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努める。

平成27年2月  
静岡県教育委員会

# わいせつ行為 及び セクシュアル・ハラスメントの 根絶に向けて

児童生徒、同僚等に対するわいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントは、教育公務員として絶対にあってはならない非違行為であり、県教育委員会としては、**厳しい処分**を行います。

## 1 「わいせつ行為」及び「セクシュアル・ハラスメント」とは？

### わいせつ行為

「静岡県教職員懲戒処分の基準」（静岡県教育委員会）より

強姦、公然わいせつ、わいせつ物頒布、強制わいせつ、のぞき、痴漢、陰部等の露出、淫行、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

### セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動等をいう。

## 2 過去5年間の本県教職員によるわいせつ・セクハラ事件の懲戒処分件数とその状況

項目	H22	H23	H24	H25	H26	計	割合	
懲戒処分件数	5	5	1	5	10	26	100%	
内、免職件数	3	3	1	4	5	16	61.5%	
その他件数（いずれも停職処分）	2	2	0	1	5	10	38.5%	
当該教職員の年齢	20代	1	0	1	1	2	19.2%	
	30代	1	1	0	1	2	19.2%	
	40代	1	3	0	1	2	26.9%	
	50代	2	1	0	2	4	34.6%	
被害者	児童生徒	4	3	1	3	4	15	57.7%
	内、自校の児童生徒	4	2	1	1	4	12	46.2%
	その他	1	2	0	2	6	11	42.3%
事件発生場所	校内	2	1	0	1	3	7	26.9%
場面	学校管理下（引率中等を含む）	1	2	0	1	3	7	26.9%
	その他勤務時間外	4	3	1	4	7	19	73.1%
管理監督責任	0	1	0	0	1	2	7.7%	

（懲戒処分には「児童生徒への不適切な言動等」を含む。なお、H26の懲戒処分件数・その状況はH27.1.7現在）

### 原因・動機

- 生徒からメールで相談を受けているうちに、生徒が自分に好意を寄せていると勘違いしてしまい、恋愛感情を持ってしまった。
- 生徒を自家用車に乗せ、家へ送る際、車内で気持ちがエスカレートしてしまった。
- 教員としての自覚に欠け、生徒との適正な距離感を失ってしまった。認識が甘かった。
- 同僚数人と飲酒した後に、二人きりとなり、気持ちを抑えられなくなってしまった。

## 3 もしも、わいせつ行為を起こしたら…。

### 刑事上の責任

- 逮捕・検察庁送致・起訴。禁錮以上の刑（執行猶予を含む）で失職となる。
- 警察からの報道発表では、氏名・年齢・住所・学校名・職名・行為の内容等が公表される。

### 【関連法令】

◎刑法（強制わいせつ罪、強姦罪等） ◎児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 ◎軽犯罪法 ◎ストーカー行為等の規制等に関する法律 ◎静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例 ◎静岡県迷惑行為等防止条例 ◎地方公務員法 等

### 行政上の責任

- 県教育委員会による懲戒処分及び公表。それに伴う代償は計り知れない。
  - ・免職処分の場合…退職手当は不支給。教員免許状の失効（官報で氏名を公表）。
  - ・停職処分の場合…停職中は給与不支給。期末・勤勉手当の不支給または減額。昇給の抑制。

（例）22歳で本県に採用された教諭が、25歳の時に停職2月の処分を受けた場合、定年までの生涯賃金は、通常の場合より400万円程度少なくなる。

- ・減給処分の場合…給料を減額して支給。勤勉手当の減額。昇給の抑制。
  - ・戒告処分の場合…勤勉手当の減額。昇給の抑制。
- なお、いずれも、履歴事項となり、履歴に一生傷が付く。

### 民事上の責任

- 被害者への謝罪。慰謝料・示談金の支払いや、裁判となれば裁判費用・弁護士費用等も発生する。
- 示談金は、数百万円かかることがある。

### その他

- 失職・免職となった場合、再就職が困難になる。
- 新聞やインターネット等で氏名などが広がると、家族等にも影響が及ぶ。
- 勤務校においては、臨時職員会議、臨時全校集会、臨時保護者会等が開催され、生徒や保護者、同僚に多大な迷惑がかかる。被害生徒等に対する精神的ケアなどの二次被害防止対策とともに、マスコミ取材対応にも追われる。地域からの信用も失い、生徒募集等にも影響が出る。